

広島県公安委員会告示第 96 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 24 年 11 月 8 日

広島県公安委員会
委員長 貝 原 潤 司

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
2P1058	告示の日 (平成24年11 月8日) から 3年間	ぱちんこ 遊技機	CR 戦国 KIZUNA 第三陣 暁の鬼L	マルホン工業株式会社 代表取締役 和泉 靖 (愛知県春日井市桃山町一 丁目 127 番地)	左同
2P1086	同上	同上	CR 戦国 KIZUNA 第三陣 暁の鬼A	同上	左同